

# 平成26年度

# 国民健康保険料が決定

平成26年度の国民健康保険料納入通知書を平成25年中の所得金額に基づいて計算し、6月中旬ごろに各世帯に郵送します。

国民健康保険料は原則として、6月～平成27年3月までの10回納期で納めて下さい。

国民健康保険料は医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分に区分され、世帯の所得金額にかかわらず所得割額、世帯員一人ずつにかかるとなっています。

平成26年度の医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の保険料率と保険料額の計算方法は、左表のとおりです。

なお、平成26年度の賦課限度額は医療保険分が51万円、後期高齢者支援金分が16万円、介護保険分が14万円です。

平成25年度				平成26年度			
区分	項目	H25保険料		区分	項目	H26保険料	
① 医療保険分	均等割額	24,120円		① 医療保険分	均等割額	26,760円	
	世帯割額	33,720円			世帯割額	37,440円	
	計	57,840円			計	64,200円	
	所得割	9.45%			所得割	9.45%	
② 後期高齢者支援金分	均等割額	8,880円		② 後期高齢者支援金分	均等割額	9,720円	
	世帯割額	12,360円			世帯割額	13,560円	
	計	21,240円			計	23,280円	
	所得割	3.30%			所得割	3.30%	
③ 計(①+②)	均等割額	33,000円		③ 計(①+②)	均等割額	36,480円	
	世帯割額	46,080円			世帯割額	51,000円	
	計	79,080円			計	87,480円	
	所得割	12.75%			所得割	12.75%	
④ 介護保険分	均等割額	11,400円		④ 介護保険分	均等割額	11,880円	
	世帯割額	11,520円			世帯割額	12,360円	
	計	22,920円			計	24,240円	
	所得割	3.00%			所得割	3.00%	
		限度額	12万円			限度額	14万円

## 保険料の計算(例)

設定条件

- ① 国保加入人数 4人(うち2人は40～64歳)
- ② 平成25年中所得金額 営業所得 190万円

### 《ステップ①》

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の各々の年間保険料を計算します。

#### 医療保険分保険料

【所得割】	(1,900,000円 - 330,000円) × 9.45 / 100 = 148,365円 ……(ア)
【被保険者均等割】	加入人数 4人 × 26,760円 = 107,040円 ……(イ)
【世帯別平等割】	1世帯当たりの保険料額 37,440円 ……(ウ)
医療保険分年間保険料	(ア) 148,365円 + (イ) 107,040円 + (ウ) 37,440円 = 292,840円 ……(エ)

#### 後期高齢者支援金分保険料

【所得割】	(1,900,000円 - 330,000円) × 3.30 / 100 = 51,810円 ……(オ)
【被保険者均等割】	加入人数 4人 × 9,720円 = 38,880円 ……(カ)
【世帯別平等割】	1世帯当たりの保険料額 13,560円 ……(キ)
後期高齢者支援金分年間保険料	(オ) 51,810円 + (カ) 38,880円 + (キ) 13,560円 = 104,250円 ……(ク)

#### 介護保険分保険料

【所得割】	(1,900,000円 - 330,000円) × 3.00 / 100 = 47,100円 ……(ケ)
【被保険者均等割】	40～64歳の人数 2人 × 11,880円 = 23,760円 ……(コ)
【世帯別平等割】	1世帯当たりの保険料額 12,360円 ……(サ)
介護保険分年間保険料	(ケ) 47,100円 + (コ) 23,760円 + (サ) 12,360円 = 83,220円 ……(シ)

### 《ステップ②》

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の保険料を合算し、世帯の年間国民健康保険料を計算します。

#### 年間国民健康保険料

医療保険分 (エ)	+	後期高齢者支援金分 (ク)	+	介護保険分 (シ)	=	年間国民健康保険料
292,840円		104,250円		83,220円	=	480,310円

### 《ステップ③》

実際に6月から来年3月までの各月の保険料を計算します。

#### 各月の国民健康保険料

【6月分】	48,040円
【7～3月分】	48,030円

い低いと判断することはありません。

## 国民健康保険料の納付方法

国民健康保険料の納付方法は、3つの方法があります。

- ①口座振替による納付
  - 金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の指定口座から毎月27日(土・日曜、祝日の場合は翌営業日)に引き落とします。ただし、12月と2月は25日になります。
- ②自主納付
  - 金融機関やコンビニエンスストアでの納付です。
- ③特別徴収(年金天引き)
  - 国民健康保険料を年金から徴収します。次の3要件すべてにあてはまる世帯が対象です。

## 児童手当の振込日は6月6日(金)

平成26年2～5月分を6月6日(金)に振込します。転出などをしている人は対象月が変わります。

問合せ 子育て支援課 係 ☎6992・1647

## 平成25年版 守口市 統計書作成・守口市史 頒布中

市の基礎的な統計資料を収録した「平成25年版守口市統計書」を作成し、ホームページに掲載しました。なお、守口市情報コーナー、各公民館で閲覧できます。

また、「守口市史(本文編第1～5巻)」も頒布しています。

頒布価格 守口市史第1巻1千300円、第2巻800円、第3巻1千円、第4巻4千500円、第5巻4千500円

頒布・問合せ 法制文書課 ☎6992・1427、1428

## 児童手当現況届は6月中旬に

現在児童手当を受け取っている人は、「児童手当現況届」の申請(郵送可)をして下さい。対象者には現況届を6月初旬に郵送します。現況届の申請をすることによって、6月以降の児童手当を引き続き受け取ることが出来ます。必ず6月30日(月)までに申請をして下さい。郵送の場合は、6月30日(月)までの消印が有効です。

中学校修了前までの児童を養育している人で、まだ児童手当の申請をしていない場合は、早急に「児童手当認定請求書」の申請をして下さい。申請日の翌月分から支給となります。

問合せ 子育て支援課 係 ☎6992・1647

## 守口市に関する便利帳を無料配付

(株)サイネックスと官民協働事業で作成していた「もりぐち暮らしの便利帳2014」(行政情報誌)が完成し、6月中旬までに各家庭に配付します。日常の生活に必要な情報なども掲載しています。

お渡しします。

きた人は、総合窓口でお渡しします。

問合せ 広報広聴課 ☎6992・1653、1356

## 善意

善意が寄せられました。厚くお礼申し上げます。

【社会福祉のために】匿名の件